

別表第1（市内全域（新町地区景観形成重点区域を除く））

区分	届出を要しない行為
<p>法第16条第1項第1号に掲げる行為</p>	<p>仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>次の各号のいずれにも該当しない建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、外観面積の2分の1以下の外観を変更することとなるものに限る。）</p> <p>（1）高さが10メートル又は延べ面積が500平方メートルを超えるもの</p> <p>（2）共同住宅の戸数が10戸以上のもの</p>
<p>法第16条第1項第2号に掲げる行為</p>	<p>次の各号のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認が必要な工作物（外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、外観面積の2分の1を超える外観を変更することとなるものに限る。）</p> <p>（2）高架道路又は橋りょうで延長20メートル以上又は幅員10メートル以上のもの</p> <p>（3）太陽光発電設備で太陽光パネルの合計面積が1,000平方メートルを超えるもの</p>
<p>法第16条第1項第3号に掲げる行為</p>	<p>区域面積が500平方メートル未満の都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為</p>
<p>第3条第1項各号に掲げる行為</p>	<p>区域面積が1,000平方メートル以下の土石の採取その他の土地の形質の変更</p> <p>区域面積が1,000平方メートル以下の木竹の植栽又は伐採</p> <p>次の各号のいずれかに該当する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>（1）区域面積が1,000平方メートル以下のもの</p> <p>（2）堆積の期間が90日を超えて継続しないもの</p>

別表第2（新町地区景観形成重点区域）

区分	届出を要しない行為
法第16条第1項第1号に掲げる行為	仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	延べ面積が10平方メートル以下の建築物の新築、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	建築物の外観面積の2分の1以下の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
法第16条第1項第2号に掲げる行為	<p>次の各号のいずれにも該当しない工作物の新設、増築、改築又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p> <p>(1) 自動販売機又はこれに類する工作物</p> <p>(2) 太陽光発電設備</p> <p>(3) 高さ1.0メートルを超える垣、柵、塀、擁壁その他これに類するもの</p> <p>(4) 高さ2.0メートルを超える次の工作物</p> <p>ア 煙突その他これに類するもの</p> <p>イ RC柱、鉄柱その他これらに類するもの</p> <p>ウ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>エ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの</p> <p>オ 彫像、記念碑その他これらに類するもの</p>
法第16条第1項第3号に掲げる行為	区域面積が300平方メートル未満の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
第3条第1項各号に掲げる行為	区域面積が300平方メートル未満の木竹の伐採（地上1.3メートルにおける幹周が200センチメートル以上の木竹の伐採を含まないものに限る。）
	<p>次の各号のいずれかに該当する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</p> <p>(1) 区域面積が300平方メートル未満のもの</p> <p>(2) 堆積の期間が90日を超えて継続しないもの</p>

新町地区景観形成重点区域（予定）

《参考》

